

庁舎のあり方についての第1次報告書(抜粋)

検討するパターンを導く



泉ヶ丘支所



合志庁舎



パターン1 分庁方式を継続する場合

○メリット

- (1)旧町毎に本庁舎があるという市民感情としての公平感。
- (2)市民の距離的利便性。
- (3)旧庁舎の有効利用ができ、施設建設費が少ない。
- (4)どちらかの庁舎が万一災害等で機能しなくなってしまっても、片方で対応。
- (5)駐車場においては、来庁者や職員が分散され混雑しにくい。

●デメリット

- (1)二つの庁舎に分庁化しており新市の一体性に欠ける。
- (2)西合志庁舎福祉部門が手狭なため、拡張するための建物改修経費等が必要となる。
- (3)庁舎間の移動にかかる時間的損失及び人的、物的経費が負担となる。
- (4)合併特例債等、合併に伴う有利な国の支援策を活用する機会を失う。

<想定される事業項目>

- ①合志庁舎と西合志庁舎の設備等改修工事
- ②西合志庁舎の増築

パターン2 合志庁舎を本庁とする場合

○メリット

- (1)分庁化が解消され、市民の申請手続き等の利便性が確保される。
- (2)福祉部門における市民のプライバシー保護や相談スペースが確保され、手狭な事務環境が改善される。
- (3)決裁等の事務処理の効率化が図られ、両庁舎間での重要な会議への出席等、時間的損失及び人的・物的経費の発生が解消される。
- (4)近隣に商店、飲食店が多い。
- (5)増築経費等は合併特例債の対象となる。

●デメリット

- (1)西合志庁舎の増築工事費等が必要となる。
- (2)合志庁舎施設が無駄になる。
- (3)旧合志町としての住民感情が懸念される。
- (4)駐車場スペース等の用地確保が難しい。
- (5)西合志庁舎の耐用年数が、半ば過ぎている。

<想定される事業項目>

- ①西合志庁舎の改修、増築工事等
- ②御代志市民センターの改修工事
- ③駐車場の用地確保
- ④合志庁舎の解体、売買等

パターン2 合志庁舎を本庁とする場合

○メリット

- (1)分庁化が解消され、市民の申請手続き等の利便性が確保される。
- (2)福祉部門における市民のプライバシー保護や相談スペースが確保され、手狭な事務環境が改善される。
- (3)決裁等の事務処理の効率化が図られ、両庁舎間での重要な会議への出席等、時間的損失及び人的・物的経費の発生が解消される。
- (4)合志庁舎用地内の増築であれば、隣接するヴィーブルや周辺広場・駐車場スペースが活用でき、建設の早期実現が可能である。
- (5)増築経費等は合併特例債の対象となる。

●デメリット

- (1)合志庁舎の増築工事費等が必要となる。
- (2)西合志庁舎施設が無駄になる。
- (3)旧西合志町としての住民感情が懸念される。
- (4)公共交通機関が貧弱である。
- (5)近隣に商店が少ない。

<想定される事業項目>

- ①合志庁舎の増築工事費等
- ②ヴィーブルの改修工事
- ③公共交通網の補充
- ④西合志庁舎の解体、売買等

現状での課題

- ①合志庁舎は築19年、西合志庁舎は築27年が経過しています。ここでは次の課題を整理しています。

- ②西合志庁舎の1階福祉部門の事務スペースが手狭である。③「1カ所または1回」で各種の行政サービスを受け、手続きを終えることが出来る「ワンストップサービス」が難しい。

- ④会議や打ち合わせ等における庁舎間の職員の移動時間など、事務執行において移動に伴う時間が生じている。

- しまった。
①分庁方式を継続する。
②合志庁舎を本庁とする。
③西合志庁舎を本庁とする。
④新たに本庁舎を建設する。



パターン3 西合志庁舎を本庁とする場合

○メリット

- (1)分庁化が解消され、市民の申請手続き等の利便性が確保される。
- (2)福祉部門における市民のプライバシー保護や相談スペースが確保され、手狭な事務環境が改善される。
- (3)決裁等の事務処理の効率化が図られ、両庁舎間での重要な会議への出席等、時間的損失及び人的・物的経費の発生が解消される。
- (4)近隣に商店、飲食店が多い。
- (5)増築経費等は合併特例債の対象となる。

●デメリット

- (1)西合志庁舎の増築工事費等が必要となる。
- (2)合志庁舎施設が無駄になる。
- (3)旧合志町としての住民感情が懸念される。
- (4)駐車場スペース等の用地確保が難しい。
- (5)西合志庁舎の耐用年数が、半ば過ぎている。

<想定される事業項目>

- ①西合志庁舎の改修、増築工事等
- ②御代志市民センターの改修工事
- ③駐車場の用地確保
- ④合志庁舎の解体、売買等

パターン4 新たに本庁舎を建設する場合

○メリット

- (1)新市の一体感の醸成
- (2)地域の発展形成
- (3)防災対策の拠点施設となる。
- (4)市民サービスの向上を重視した庁舎機能の充実が図れる。
- (5)建設経費等は合併特例債の対象となる。

●デメリット

- (1)新庁舎用地及び建設費による多大な経費。
- (2)建設地選定や用地取得等により、建設までかなりの時間を要する。
- (3)両庁舎施設が無駄になる。

<想定される事業項目>

- ①新庁舎用地取得
- ②新庁舎建設工事
- ③旧庁舎解体撤去工事

考えられる検討パターン

- しまった。
①分庁方式を継続する。
②合志庁舎を本庁とする。
③西合志庁舎を本庁とする。
④新たに本庁舎を建設する。

庁舎のあり方についてご意見を

これまでの経緯

合志市は合併協議において分庁方式を採用したため市役所の庁舎は現在、合志庁舎と西合志庁舎に分かれています。合志庁舎には総務企画部、市民部、産業振興部、水道局を、西合志庁舎には健康福祉部、都市建設部、教育委員会などを配置し、それぞれの業務にあたっています。また、須屋支所、泉ヶ丘支所においても合併を機に業務を拡張し、市民サービスに努めているところです。

市では、「合併協議の検討項目」と「集中改革プラン」という行財政改革の一環として、これからの中の合志市や支所のあり方の方向を決める「合志市基本方針」策定のための基礎資料として、合志市や支所の方についての第1次報告書、同第2次報告書を作成しました。

これからの取り組み

この2つの報告書を基に「市民サービス」と「効率的な行政運営」の視点から庁舎のあり方を検討していくますが、今回、市民の皆さんへお知らせするページを組ませていただきました。7月には約3,000人の市民の皆さんを対象に府道局を、西合志庁舎には健康福祉部、都市建設部、教育委員会などを配置し、それぞれの業務にあたっています。また、須屋支所、泉ヶ丘支所においても合併を機に業務を拡張し、市民サービスに努めているところです。